

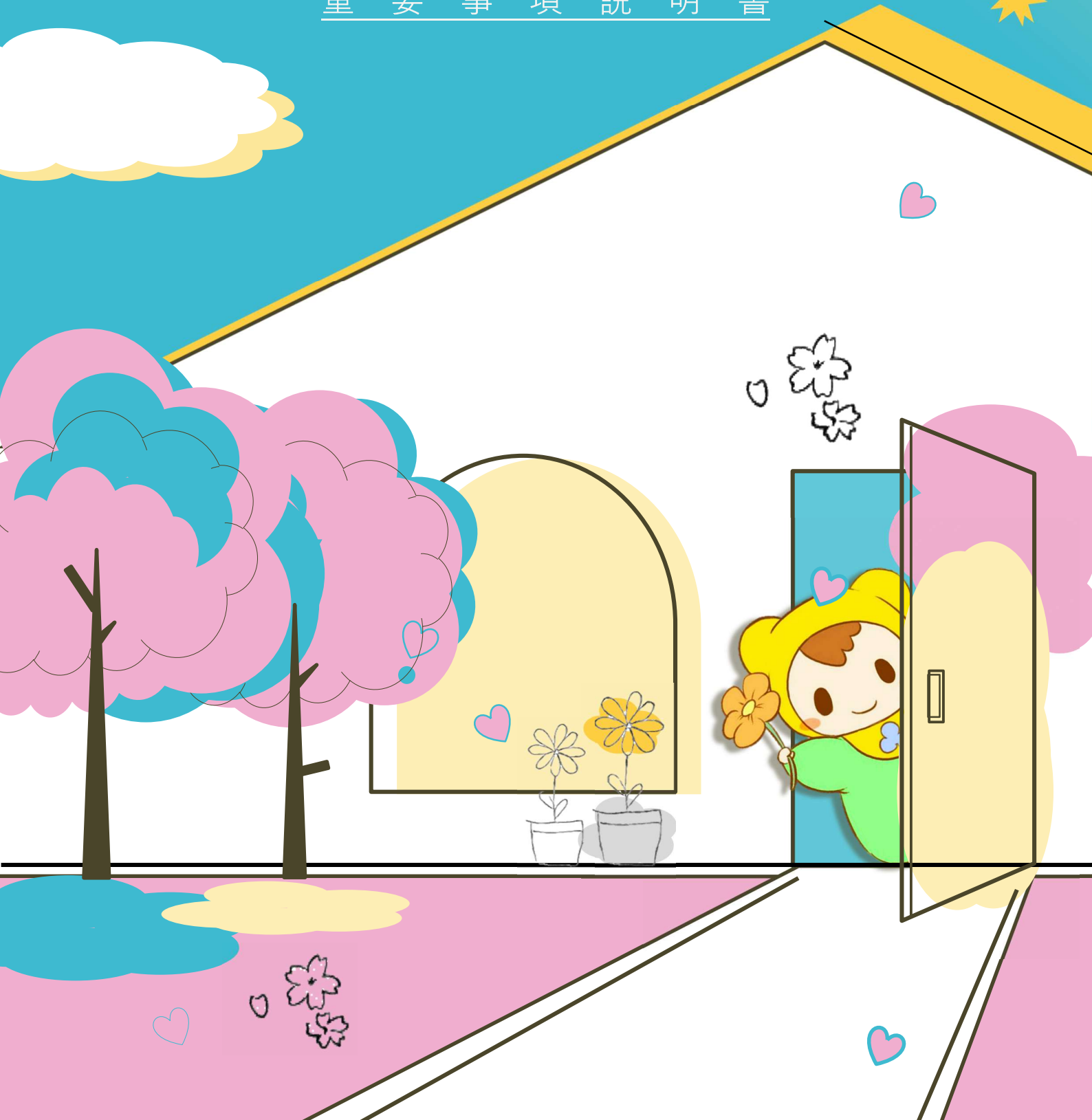


令和 8 年度

洲本市立ごしきこども園

入園のしおり

重要事項説明書





教育・保育の提供については、下記の内容により行います。

1. 運営主体

名称	洲本市
所在地	洲本市本町三丁目4番10号
連絡先	電話 0799-22-3321 FAX 0799-22-1690
代表者氏名	洲本市長 吉平 敏孝

2. 施設の概要（令和8年度状況）

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	洲本市立ごしきこども園							
所在地	洲本市五色町広石下1656番1							
連絡先	TEL 0799-35-0700 FAX 0799-35-0710							
園長氏名								
開設年月日	令和8年 4月 1日							
定員 180人	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
	2号	—	—	—	35人	35人	35人	105人
	3号	9人	21人	30人	—	—	—	60人
当園の基本理念・方針	<p>教育・保育理念</p> <p>生きる力の基礎を育む保育</p> <p>教育・保育方針</p> <p>子ども達の遊び（興味・関心・好奇心）から生まれる経験や、環境への主体的なかかわりを通して豊かで健全な心と体の育成を目指した保育・教育を行い、小学校以降の生きる力（知識及び技能・思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）の基礎を培う。また同時に、地域の子育てニーズに対応した子育て支援に取り組む。</p>							

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	6,381.84 m ²
	園庭	屋外遊戯場 1,470.55 m ²
園舎	構造	鉄骨平屋造
	床面積	1,842.10 m ²
自転車置き場	構造	鉄骨造
	床面積	9.19 m ²

4. 施設設備の数と面積

設 備	部屋数	面 積	備 考
乳 児 室	1 室	17.02 m ²	0・1歳児クラス：ひよこ
ほ ふ く 室	1 室	76.46 m ²	
保 育 室	8 室	565.0 m ²	2歳児クラス：りす、あひる 3歳児クラス：うさぎ、こじか 4歳児クラス：ぱんだ、こあら 5歳児クラス：ぞう、きりん
遊 戯 室	1 室	252.20 m ²	
調 理 室	1 室	55.71 m ²	
沐 浴 室	1 室	8.10 m ²	
調 乳 室	1 室	5.70 m ²	
便 所	1 式	80.91 m ²	
職 員 室	1 室	82.77 m ²	
廊 下		229.04 m ²	
そ の 他		469.19 m ²	

5. 職員体制（令和8年4月1日予定）

職 種	員 数	備 考
園長	1人	
副園長	2人	
保育教諭	22人	
看護師	2人	
調理師	5人	
園医	1人	
園歯科医	1人	
園薬剤師	1人	

※当園では、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき、同基準に規定されている必要員数を上回る職員配置に努めます。

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分（5時間）
預かり保育 ※別途、預かり保育料が必要 が必要です。	午後2時00分～午後4時00分 ・あらかじめ申請が必要です。 ・午後4時以降の預かり保育は行っておりません。	
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	春季（3月25日～4月7日）	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月25日～翌年1月6日）	
	その他、必要と認めた日（事前に連絡いたします。）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分

延長保育 ※別途、延長保育料が 必要です。	保育標準時間	夕：午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時00分 夕：午後4時00分～午後6時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～翌年1月3日）	
	その他、必要と認めた日（事前に連絡いたします。）	
土曜日の保育利用	利用時間：午前7時30分～午後5時00分 *土曜保育を利用する場合は、必ず申請書を利用月の前月25日までに提出し、就労等により保育が必要な方のみの利用とさせていただきます。	

7. 利用料等

利用料（利用者負担）	洲本市が定める保育料（他市にお住まいの方は、その市が定める保育料）をお支払いいただきます。 ※幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の保育料は無料です。	
預かり保育料 （1号認定）	・午後2時00分から午後4時00分までの利用料 1日200円 ※午後2時30分までは、降園時間として利用料は発生しません。	
延長保育料 （2号・3号認定）	・午後4時00分から午後6時30分までの延長保育料（保育短時間認定の方） 30分ごとに50円 ・午後6時30分から午後7時00分まで 1回150円	
給食費	主食費	1号認定子ども：900円/月（8月は0円） 2号認定子ども（3歳児以上のみ）：1,000円/月
	副食費	1号認定子ども：4,300円/月（8月は0円） 2号認定子ども（3歳児以上のみ）：4,900円/月
その他の費用	保育料のほかに、実費徴収として、教材料など保護者にご負担いただくことがあります。その場合にはあらかじめお知らせいたします。	

8. 支払方法

お支払方法は、ご指定の金融機関から口座振替となり、毎月25日が振替日となります。万一、保育料をお支払いいただけない場合は、退園いただく場合がありますのでご注意ください。
--

9. 提供する教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。

【教育・保育目標】

- ・いきいきと遊ぶ子ども … 様々な環境に積極的にかかわり、夢中になって、遊ぶ子ども
- ・豊かな心をもった子ども … 友だちを思いやり、人とのつながりを大切にする子ども

【重点的に取り組む教育・保育の柱】

- ・健康を守る
- ・食育を推進する
- ・異年齢とのかかわりを大切にする
- ・人権を大切にする
- ・共に育ち合う（インクルーシブ）
- ・小学校への円滑な接続を目指す
- ・保護者とともにすすめる
- ・地域とのかかわりを大切にする



【特色ある教育と保育】

- ・英語教室
- ・絵本、音楽、身体を通じた表現活動
- ・園外保育・植物栽培による自然とふれあう体験活動
- ・望ましい基本的生活習慣の習慣化

10. 給食の提供にあたって

調理師により、自園調理を行っており、園児の年齢に応じ、旬の地域の食材を活用した献立による食事の提供を行っています。

- ・0. 1. 2歳児 ごはん・副食・おやつ の提供
- ・3歳児以上 ごはん・副食・おやつ の提供

11. アレルギー対応について

- ・アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。
- ・アレルギー調査票のご提出をいただいた園児への食事メニューについては、調理師が除去等に配慮して提供しています。

※食物アレルギー等があればご相談ください。

12. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	こどもの日の集い、内科検診
6月	歯科検診、親子遠足
7月	参観日、プール開き、七夕の集い
8月	お祭りごっこ
9月	高齢者施設交流会
10月	内科検診、運動会、秋の遠足
11月	防災訓練
12月	音楽会、クリスマス会
1月	お正月遊び
2月	節分の集い、生活発表会
3月	ひな祭りの集い、お別れ会、卒園式
年間5回	交通教室
毎月1回	誕生会、身体計測、避難訓練、英語教室（5歳児）、クッキング（5歳児）

13. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	<p>【1号認定子ども】 施設の管理者が定めた選考方法による。</p> <p>【2号・3号認定子ども】 市が行う利用調整による。</p>
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。 ・保護者から退園の申し出があったとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

14. 登園・降園について

<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の責任において、登園・降園してください。 ・登園は午前9時00分までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は午前9時00分までに電話でご連絡ください。 ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたりする場合には午後5時00分までに電話でご連絡ください。 ・ごしきこども園では、園児の登園・降園時間をシステムで管理しています。

15. 園医

医師会の推薦により嘱託医契約を締結します。

16. 園歯科医

歯科医師会の推薦により嘱託歯科医契約を締結します。

17. 園薬剤師

薬剤師会の推薦により嘱託薬剤師契約を締結します。

18. 感染症対策等について

【感染症対策について】

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

迅速な処理と念入りな消毒を行います。職員・子どもの手洗いを徹底し、保護者と情報を共有し、家庭と連携して拡大を防ぎます。また、発生や疑いがある場合には必要に応じて園医、保健所等に連絡し、その指示に従います。

[感染症の例]

急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス
感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ など

園児は年齢が低く病気に対する抵抗力も弱い上、余病も併発しやすいため、病気にはよく注意し、早めの受診・治療をするなど他の園児に迷惑がかからないようお互いに気を付けて下さい。

また、ご家庭におかれても、うがいや手洗いを習慣として実行するよう心がけていただくようお願いいたします。

※熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。

【感染症回復後の再登園について】

感染症の集団発症・流行をできるだけ防ぐため、医師の診断を受け、保護者の方が記入する「登園届」を再登園の際に提出していただきます。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

19. 与薬の取り扱いについて

与薬は医療行為であり、原則として与薬は行いませんが、どうしても必要な薬についてのみ与薬を行います。与薬を希望される場合は、与薬依頼書に保護者が記入の上、提出してください。提出がない場合は、与薬はできません。子どもたちの健康・安全のためにご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

20. 緊急時における対応方法

教育・保育の提供中、園児に体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

※医療費は、保護者負担となります。

【管轄する消防署】

消防署名	淡路広域消防事務組合 洲本消防署
所在地	洲本市塩屋一丁目 2 番 32 号
電話番号	0799-22-0119

【管轄する警察署】

警察署名	洲本警察署
所在地	洲本市山手二丁目 1 番 3 号
電話番号	0799-22-0110

21. 非常災害対策

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	令和 8 年 4 月 1 日
避難訓練	避難訓練を月に 1 回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火扉を備えています。
避難場所	広石小学校
緊急時の連絡手段	「れんらくーる」でお知らせします。

22. 相談・要望・苦情窓口

保育内容に関する相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

受付窓口	ごしき こども園	受付担当者：園長 ※園長が不在の場合は、当園職員にお申し出ください。 電話 0799-35-0700 FAX 0799-35-0710
	市	子ども子育て課保育係 電話 0799-22-1333 FAX 0799-22-1690

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
※お気づきの点がございましたら、送迎の際、もしくは、お電話等で御連絡ください。

23. 虐待の防止のための措置

子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

24. 賠償責任保険等の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	園の管理下において、災害が発生した際に、死亡やケガ等、身体賠償について補償を行います。
保険金額	死亡やケガ等、身体賠償については1名につき5千万円（上限）

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	保育中の園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行います。
保険金額	園の管理下において発生した事件に起因する死亡 3,000万円等

保護者負担：240円／年

25. 個人情報の取り扱い

教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

26. その他保護者に説明すべき事項

・家庭との連絡について

前月末に、園だより、給食献立表を「れんらく一」でお知らせします。

また、ご家庭でお子さんの様子に変わったことがあった場合は、ごしきこども園にご連絡ください。

・届け出について

住所や家族構成に変更があった場合や保護者の方の勤務状況や連絡先等が変更した場合は、必ずお届けください。



洲本市役所
健康福祉部 子ども子育て課 保育係

〒656 - 8686 洲本市本町三丁目 4 番 10 号
Tel : 0799 - 22 - 1333